定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項および同条第4項の規定により定期監査等を実施したので、 同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成26年12月22日

大東市監査委員 乘 本 良 一

大東市監査委員 岩 渕 弘

平成26年度 第2回 定期監査等の結果

1. 監査の対象

教育委員会事務局 学校教育部

教育政策室、教育研究所、野崎青少年教育センター、北条青少年教育センター、学校管理課

2. 監査の期間

平成26年9月24日~平成26年11月20日

3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、教育委員会事務局学校教育部の各課等が分掌する平成26年度の事務事業について、また必要なものにあっては 過年度の事務事業について、関係する帳簿ならびに保管する文書等の提出を 求めた。

これらをもとに担当部課から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、 規則、要綱等に従って合法・妥当な内容で執行されているか、また効果的、 効率的な執行が行われているか等について監査を行った。

4. 監査の結果

監査の結果、是正すべき事項があったので、以下のとおり指摘する。

① 北河内地区教育長協議会について 【教育政策室】

毎年、年度当初に北河内地区教育長協議会の会議が開かれ、会議終了後には引き続き「懇談会」が開催されている。この懇談会に参加するための経費は教育長交際費から会費として支出されているが、懇談会の場所が飲食店であること、また懇談会の目的が北河内各市の教育長の懇親を深める意味合いが強いことから、公費負担は妥当でない。

今後は教育長相互の懇親会として開催することを明確にされるとともに、 経費についても個人負担へと変更されたい。 ② 大東市幼稚園教育振興連絡協議会負担金、大東市学校保健会負担金 について 【教育政策室】【学校管理課】

教育委員会は自ら事務局を務める大東市幼稚園教育振興連絡協議会に 対し、市立幼稚園1園当たり2万円、2園で計4万円の負担金を支出してい る。団体の平成25年度決算を確認したところ約53万円の繰越金が発生し ているが、団体の会費収入が年間16万円であることから、約3.3倍に 相当する繰越金となっている。また学校保健会では約23万円の市の負担金 に対して29万円余り繰越金があった。

このように大きな財源を団体に内部留保したまま、両団体への負担金支出 を続けることは、公金支出の必要性に疑義が生じるものであり、負担金の 不徴収や減額等の是正措置を早急に主導されたい。

③ 行政財産目的外使用許可について 【北条青少年教育センター】

【野崎青少年教育センター】

【学校管理課】

北条および野崎両青少年教育センターならびに学校管理課では、4月1日 付で行政財産の目的外使用を許可しているが、使用料の収納時期はいずれも 5月中旬~7月上旬であった。しかしながら行政財産使用料条例では月前 全納が原則とされており、遅くとも4月末日までに収納を完了できるように 許可事務を行うなど、条例遵守に努められたい。

また一部に4月1日付の許可事務を11月に着手している事例や、電力 会社に通知した許可書に「郵便事業のため」と誤った目的を記載するなど 不適切な事例が見られており、適正且つ正確な事務執行に努められたい。

④ 収納現金の取り扱い等について 【北条青少年教育センター】

【野崎青少年教育センター】

【学校管理課】

北条、野崎両青少年教育センターならびに学校管理課においては、 職員による現金の直接収納業務が行われている。しかしながら北条青少年 教育センターでは、登録カード再発行代金の一部に現金を収納してから市の 口座に払い込まれるまでに3日を要したものがあり、野崎青少年教育センタ

一の学力向上ゼミ受講代金の一部では14日を要したものがみられた。また 学校管理課においても、小中学校の屋内運動場使用料の一部に、払い込みに 遅れがみられた。

会計規則では、収納現金については即日またはその翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならないとされており、会計規則を遵守し収納現金を滞留させることがないよう、特段の注意を行われたい。

また収納現金を取扱う各課等には、現金異動を記録するための現金出納簿が備え付けられているが、学校管理課の現金出納簿では修正液を用いた修正が行われており、現金出納簿の持つ記録性を没却しかねない取り扱いになっていた。併せて是正を行われたい。

⑤ 奨学貸付金の滞納について 【学校管理課】

奨学貸付金の滞納状況を確認したところ、長期間返還が行われないケース や滞納者との接触が行われていないケースが多数見られた。

本市の奨学貸付金制度は、能力があるにもかかわらず経済的理由により 修学が困難な者に対して、教育の機会均等をはかることを目的としている。 悪質な滞納を放置することは、本制度への市民の信頼に揺らぎが生じ、円滑 な制度運営を困難とすることに繋がっていく。

教育委員会におかれては、長期滞納者について実態調査を行うとともに、 悪質と判断されるケースについては差押え等の法的手段を用いるなど、実行 ある滞納対策を行われたい。

⑥ 中学校給食費の滞納について 【学校管理課】

平成25年9月から中学校給食が開始されているが、平成25年度決算における給食費の収納率は小学校が99.1%であるのに対して、中学校では97.0%と約2.1%低い状態でのスタートとなっている。平成26年度においてもこの傾向に大きな変化が見られていないことから、中学校給食費の適正・公平な収納に一層の努力を行われたい。

⑦ 進路選択支援事業について 【教育政策室】

市は大阪府の総合相談事業交付金の激減や各種相談事業の件数の減少を受けて、創意工夫ある相談事業の取組みや窓口の活性化等に向けて改善策を検討されているところである。進路選択支援事業にあっても、人件費を主とする委託料の水準が固定化する一方、相談件数は減少を続けており見直しが必要な状況にある。

市と一体となって見直しを行い、創意工夫ある取組みや窓口の活性化等に努められたい。

⑧ 野崎青少年運動広場の清掃委託料について 【野崎青少年教育センター】 市は平成19年度に、人権北条地域協議会および野崎地域人権協議会への 委託事業について、団体との連携、支援に努めながらも、市民への説明責任 が強化できるよう、見直しを行われたところである。見直し後6年が経過し、 事業の固定化が危惧される中、市は現在の委託事業について検証を行い、 見直しに着手されようとしている。

本委託事業についても、市と一体となり、効果的・効率的な視点から見直しを行われたい。

5. 監查委員意見

教育委員会におかれては、大東市教育ビジョンの中で「学び合い、学び続ける明日の市民の育成」という大きな理念を掲げられ、日々その実現に向けて施策の実施に努力されていることに敬意を表します。

他方市におかれても、施設の耐震化や大規模改修、学校ICTの整備、 全普通教室へのクーラー設置等、教育環境の整備に惜しみない支援を行って こられ、その成果について高く評価しています。

当職としても、引き続き教育に対する格別の支援を市にお願いするとともに、教育委員会におかれても、子どもと接する現場の教員一人ひとりが人間力を高め、さらに教育力を高められるよう、支援・指導をお願いするものであります。